

雇入れ時・作業内容変更時 安全衛生教育 実施記録

(労働安全衛生法第 59 条 1 項・2 項、同法施行規則第 35 条 準拠の独自様式)

事業場名： 教育を行った者： 記録作成日：

実施年月日	区分 (雇入れ時/作業 内容変更時)	対象労働者氏 名	所属・職種	教育した事項 (該当する号:1～8)	一部省略の有無 (安衛則 35 条 2 項)	実施時間 数	教育を行った者 (氏名)	保存期限の目安 (任意・実施日+3 年)	備考

【重要】安衛則 35 条には「記録を作成し保存せよ」という条文はありません。記録の作成・保存は法律上の明文の義務ではなく、教育を実施した事実を立証するための任意の記録です。ただし教育そのものの実施は法 59 条 1 項（雇入れ時）・2 項（作業内容変更時）による明文の義務であり、未実施は法 120 条 1 号により 50 万円以下の罰金の対象です。「保存期限の目安」は法的義務に基づく値ではなく、特別教育の法定保存期間（3 年・安衛則 38 条）に合わせた任意の目安です。

別紙：教育すべき 8 つの事項（安衛則 35 条 1 項各号）

- ☐ 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事
- ☐ 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事
- ☐ 三 作業手順に関する事
- ☐ 四 作業開始時の点検に関する事
- ☐ 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
- ☐ 六 整理、整頓及び清潔の保持に関する事
- ☐ 七 事故時等における応急措置及び退避に関する事
- ☐ 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

【省略できる場合】安衛則 35 条 2 項

上記事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略できます（条文は「十分な知識及び技能」の具体的な判断基準を示していません。判断に迷う場合は所轄労働基準監督署にご確認ください）。

※ 出典: 労働安全衛生法 59 条／同法施行規則 35 条（e-Gov 法令検索・2026-09-07 確認）